電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

委員会	TC121・SC23E 国内対応委員会
事務局	一般社団法人日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 8201-4-1（20xx）
対応国際規格番号（版）	IEC 60947-4-1　Ed.3.1 :2012
規格タイトル	低圧開閉装置及び制御装置－第 4-1 部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電磁開閉器（箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）
廃止する基準及び有効期間	－

＜審議中に問題となったこと＞

特になし。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

技術基準とは相違する主なデビエーション

項目番号	概　要	理　由
5.4 8.2.4 B.3	使用負荷種別にDC-2及びDC-4を追加した。	国内で生産・販売されている電磁接触器に用いられているため追加した。
6.1.2	直流の場合の表示として，記号だけでなく，“直流”，“d.c.”及び“DC”の表記を追加した。	日本人が直流であるとわかる表記を追加した。
B.4.5.1	商用周波耐電圧試験の試験時間60sに変更した。	商用周波耐電圧試験の試験時間は、一般的に60sある。IEC規格の改正案においても，60sに訂正されている。
附属書G	モータの定格出力及び全負荷電流をJIS C 4210に整合させた。	国内で広く用いられているモータに対応した特性値を追加した。
附属書JA	開閉頻度及び耐久性に関する性能分類を追加	当該製品の選定に広く用いられている性能分類を規定

＜主な改正点＞

新規提案につき、該当なし。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-4-1:xxxx　　規格名：低圧開閉装置及び制御装置−第 4-1 部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、 動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.2.4.2 規約動作性能 接触器又はスタータは, 9.3.3.6 の試験方法に関する規定に従い, 必要な使用負荷種別に対する表 10 に規定した試験条件及び動作サイクル数を問題なく, 閉路及び遮断できなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは, 9.3.3.5 の試験方法に関する規定に従い, 必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく, 閉路及び遮断できなければならない。 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の定格条件付き短絡電流は，規定した短絡試験で検証しなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条6	6 製品情報 6.1 情報の性質 製造業者は，提供しなければならない情報を規定 6.2 表示 銘板，装置又は製造業者の出版物に含める情報，装置に表示しなければならない情報を規定 6.3 取付け，操作及び保守に関する指示 操作中及び故障後の装置の設置，操作及び保守に対する条件があれば，文書又はカタログに明記しなければならない旨を規定	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.2.2 温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない旨を規定 8.2.4.2 規約動作性能 接触器又はスタータは，9.3.3.6の試験方法に関する規定に従い，必要な使用負荷種別に対する表10に規定した試験条件及び動作サイクル数を問題なく，閉路及び遮断できなければならない。 8.2.4.3.1 機械的耐久性 主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					耗による開閉耐久性に関する規定 8.2.4.3.2 電気的耐久性 主回路に通電し，規定の条件で開閉した場合の電気的損耗による開閉耐久性に関する規定	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 1

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 8	JIS C 8201-1 の箇条 6 を適用する。 8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.1.2 材料 8.1.2.1 一般的な材料要求事項 JIS C 8201-1 の 7.1.2.1 を適用する。 8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。 8.2.2 温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない旨を規定 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは, 9.3.3.5 の試験方法に関する規定に従い, 必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく, 閉路及び遮断できなければならない。 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置の定格条件付き短絡電流は, 規定した短絡試験で検証しなければならない。	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.1.5 操作部 8.1.5.1 絶縁 JIS C 8201-1 の 7.1.5.1 を適用する。 8.1.12 箱入り装置の保護等級 JIS C 8201-1 の 7.1.12 を適用する。 8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは，9.3.3.5 の試験方法に関する規定に従い，必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく，閉路及び遮断できなければならない。 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置の定格条件付き短絡電流は，規定した短絡試験で検証しなければならない。	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.1.5 操作部 8.1.5.1 絶縁 JIS C 8201-1 の 7.1.5.1 を適用する。 8.1.12 箱入り装置の保護等級 JIS C 8201-1 の 7.1.12 を適用する。 8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは, 9.3.3.5 の試験方法に関する規定に従い, 必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく, 閉路及び遮断できなければならない。 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置の定格条件付き短絡電流は, 規定した短絡試験で検証しなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.1.5 操作部	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					8.1.5.1 絶縁 JIS C 8201-1 の 7.1.5.1 を適用する。 8.1.12 箱入り装置の保護等級 JIS C 8201-1 の 7.1.12 を適用する。 8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.2.2 温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない旨を規定 8.1.2 材料 8.1.2.1 一般的な材料要求事項 JIS C 8201-1 の 7.1.2.1 を適用する。 8.1.2.2 グローワイヤ試験 JIS C 8201-1 の 7.1.2.2 に，次の事項を追加して適用する。 機器又は機器から得られた一部分を試験する場合，通電部品を規定の位置に保持するのに必要な絶縁材料の部品は，試験温度 850 ℃での JIS C 8201-1 の 8.2.1.1.1 のグローワイヤ試験に合格しなければならない。 8.1.2.3 燃焼性分類に基づく試験 JIS C 8201-1 の 7.1.2.3 を適用する。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならな	■該当 □非該当	箇条 8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.2.2 温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値は規定する値を超えてはならない旨を規定	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 箇条6	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 6.3 取付け，操作及び保守に関する指示 操作中及び故障後の装置の設置，操作及び保守に対する条件があれば，文書又はカタログに明記しなければならない旨を規定	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 6.3 取付け，操作及び保守に関する指示 操作中及び故障後の装置の設置，操作及び保守に対する条件があれば，文書又はカタログに明記しなければならない旨を規定 8.2.4.3.1 機械的耐久性 主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損耗による開閉耐久性に関する規定 8.2.4.3.2 電気的耐久性	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					主回路に通電し，規定の条件で開閉した場合の電気的損耗による開閉耐久性に関する規定	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	■非該当		通常、低圧開閉装置及び制御装置は、化学物質が流出又は溶出することはない。更に、容易に触れることのできない盤内に設置される。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—		JIS C 8201-4-1 対象製品には，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波による危険はない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 6	6 製品情報 6.1 情報の性質 製造業者は，提供しなければならない情報を規定 6.2 表示 銘板，装置又は製造業者の出版物に含める情報，装置に表	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 8	示しなければならない情報を規定 6.3 取付け，操作及び保守に関する指示 操作中及び故障後の装置の設置，操作及び保守に対する条件があれば，文書又はカタログに明記しなければならない 8 構造及び性能に関する要求事項 8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.2.2 温度上昇 装置に取り付けている部品の温度上昇値が規定する値を超えてはならない旨を規定 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは，9.3.3.5 の試験方法に関する規定に従い，必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく，閉路及び遮断できなければならない。 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置の定格条件付き短絡電流は，規定した短絡試験で検証しなければならない。 8.2.4.3.1 機械的耐久性	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損耗による開閉耐久性に関する規定 8.2.4.3.2 電気的耐久性 主回路に通電し，規定の条件で開閉した場合の電気的損耗による開閉耐久性に関する規定	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.2.4.3.1 機械的耐久性 主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損耗による開閉耐久性に関する規定 8.3.2 イミュニティ 8.3.2.2 電子回路を搭載する装置 JIS C 8201-1 の 7.3.2.2 に，次の事項を追加して適用する。 試験結果は，表 12 に示した性能判定基準による。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条8	8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 8.2.4.3.1 機械的耐久性 主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					耗による開閉耐久性に関する規定 8.3.2　イミュニティ 8.3.2.2　電子回路を搭載する装置 JIS C 8201-1 の 7.3.2.2 に，次の事項を追加して適用する。 試験結果は，表 12 に示した性能判定基準による。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 6 箇条 8	6 製品情報 6.1 情報の性質 次の情報は，製造業者が提供しなければならない。 6.1.2 特性，基本的な定格値及び使用 m) 接触器又はスタータの場合：定格条件付き短絡電流（5.3.6 参照），保護協調のタイプ（8.2.5.1 参照）並びに組合せる短絡保護装置の形式，電流定格及び特性 8.1 構造に関する要求事項 8.1.1 一般 JIS C 8201-1 の 7.1.1 を適用する。 8.2.3 耐電圧性能 JIS C 8201-1 の 7.2.3 を適用する。 8.2.1.5.1.1 過負荷リレーの一般的引外し要求事項 リレーは，動作限界の要求事項に満足しなければならないことを規定 8.2.4.1 閉路及び遮断容量 接触器又はスタータは，9.3.3.5 の試験方法に関する規定に	

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					従い，必要な使用負荷種別に対する表 7 に規定した試験条件及び動作サイクル数の電流を問題なく，閉路及び遮断できなければならない。 8.2.4.3.1 機械的耐久性 主回路に通電せず，規定の条件で開閉した場合の機械的損耗による開閉耐久性に関する規定 8.2.4.3.2 電気的耐久性 主回路に通電し，規定の条件で開閉した場合の電気的損耗による開閉耐久性に関する規定 8.2.4.4 接触器の過負荷電流耐量 主回路に過負荷電流を通電し，規定時間耐えなければならないことを規定 8.2.5 短絡保護装置（SCPD）との協調 8.2.5.1 短絡条件における性能（定格条件付き短絡電流） 短絡保護装置［SCPD(s)］でバックアップされている装置の定格条件付き短絡電流は，規定した短絡試験で検証しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	8.3.2 イミュニティ 8.3.2.2 電子回路を搭載する装置 JIS C 8201-1 の 7.3.2.2（電子回路を搭載している装置）を適用する。	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	箇条 8	8.3.3 エミッション	

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□非該当	箇条 9	この規格で扱う装置は，重大なレベルの高調波を発生しないので，高調波試験は，要求しない。 8.3.3.2 電子回路を搭載する装置 JIS C 8201-1 の 7.3.3.2 を適用する。 9.4.3 エミッション 環境 A に対して設計した機器を環境 B で用いると無線放射妨害を引き起こすことがあり，追加の軽減措置を講じる必要があることを明記した適切な警告を使用者に提供しなければならない（例えば，取扱説明書の中で）。 9.4.3.1 伝導無線周波数エミッション試験 この試験を合格するためには，表 15 のレベルを超えてはならない。 9.4.3.2 放射無線周波数エミッション試験 この試験を合格するためには，表 16 のレベルを超えてはならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	6.2	6.2 表示 JIS C 8201-1 の 5.2 を適用する。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによ	□該当 ■非該当	■非該当		当該製品は長期使用製品安全表

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	度による表示）	る。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				示規制の対象外であるため、非該当。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	■非該当		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	■非該当		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年	□該当 ■非該当	■非該当		当該製品は長期使用製品安全表示規制の対象外であるため、非該当。

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				